

○ 珠洲市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱

平成 20 年 3 月 25 日  
告示第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、珠洲市が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の規定による建設工事（以下「建設工事」という。）について、珠洲市財務規則（昭和 40 年珠洲市規則第 8 号。以下「財務規則」という。）第 83 条の規定により、指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準及び随意契約に係る見積書を提出する者の選定について、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格者)

第 2 条 建設工事の指名競争入札に参加することのできる者は、財務規則第 83 条の規定により準用する同規則第 71 条第 2 項の規定により作成した請負等業者有資格者名簿に記載された者（以下「有資格者」という。）とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第 3 条 指名競争入札に参加する者を指名するときは、別表第 1 に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負等業者有資格者名簿による等級に属する有資格者の中から選定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第 2 に定めるところ等級に属さない有資格者についても指名することができるものとする。

- (1) 等級に属する有資格者が少数であるとき。
- (2) 地域性又は安定的施工のため必要と認められるとき。
- (3) その他特別に必要があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は等級に関係なく指名できるものとする。

(指名に当たっての留意事項)

第 4 条 指名競争入札に参加するものを指名するに当たっては、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 請負者が建設業法第 16 条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可の取得の有無
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 経営状況
- (4) 工事の成績
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 手持の工事の状況等
- (7) 当該工事の施工に当たっての技術的適性

- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況
- (10) 地域貢献活動

2 前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(指名の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、当該工事について、次の各号の一に該当する事情がある場合は、有資格者以外の者で建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）の中から指名することができるものとする。

- (1) 特に緊急を要するとき。
- (2) 工事の施工に特別の技術を要するとき。
- (3) 工事の施工について、法令の規定により官公署の許可又は認可を必要とし、当該許可又は認可を受けた者が少数であるとき。
- (4) 有資格者が少数又は皆無のとき。
- (5) その他特別に必要ながあると認められるとき。

(特別な指名競争入札)

第6条 第3条の規定にかかわらず、技術資料を提出させる等の特別な指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、別に定める。

(主管課長の建設業者推薦)

第7条 建設工事発注の主管課長は、施工伺いの決裁を得る際に、指名すべき建設業者を推薦できるものとする。

(請負等業者選考委員会)

第8条 建設工事等に係る建設業者の指名その他必要な事項を審議するため、別に定めるところにより請負等業者選考委員会を設けるものとする。

(測量業者等の取扱い)

第9条 第2条、第3条第1項（各号を除く。）、第4条（第1項第1号を除く。）、第5条及び前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加する者の指名について準用する。この場合において、第2条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント等業務」と、第3条中「次の各号に定める場合を除き、別表第1に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する前条の請負等業者有資格者名簿による等級に属する有資格者」とあるのは「有資格者」と、第4条第1項中「工事」とあるのは「業務」と、第5条中「工事」とあるのは「業務」と、「建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）」とあるのは「それぞれの法令による登録を受けて当該業務を営む者（以下「測量業者等」という。）」と、前条中「建設工事」とあるのは「測量、建設コンサルタント業務」と、「建設業者」とあるのは「測量業者等」と読み替えるものとする。

2 測量業者等については、等級は付さないものとする。

(随意契約に係る見積書を提出する者の選定)

第10条 第2条から第5条まで及び第8条の規定は、市が発注する建設工事の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

2 前条の規定は、市が発注する測量、建設コンサルタント等業務の随意契約に係る見積書を提出する者の選定について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(珠洲市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱の廃止)

2 珠洲市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱(平成7年7月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成21年告示第29号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第26号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第30-1号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第82号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第39号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第30号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 指 名 基 準 表

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
土木一式工事	A	800 以上	1,000 万円以上
	A・B	800 以上・800 未満	700 万円以上 1,000 万円未満
	B	800 未満	700 万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額	
建築一式 工事	A	650 以上	1,000 万円以上	
	A・B	650 以上・650 未満	1,000 万円未満	
	（※木造）	A	650 以上	5,000 万円以上
		A・B	650 以上・650 未満	5,000 万円未満

※木造：一般住宅と同等の構造（在来軸組工法）で、延べ床面積 300 m<sup>2</sup>以下の建築物に限る

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
舗装工事	A	750 以上	1,000 万円以上
	A・B	750 以上・750 未満	1,000 万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
設備工事	A	600 以上	1,000 万円以上
	A・B	600 以上・600 未満	1,000 万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
その他工事	A	750 以上	1,000 万円以上
	A・B	750 以上・750 未満	1,000 万円未満

#### 備考

- 1 「総合点数」とは、第 2 条の請負等業者有資格者名簿に定める総合点数をいい、次の(1)又は(2)により算定する。
  - (1) 市内に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値（以下「経審点数」という。）と別に定める主観的事項の審査による数値を合計して算定する。
  - (2) 市外に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、経審点数をもって算定する。
- 2 総合点数が上位の等級に該当する場合であっても、当該工事の年間平均完成工事高（建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査による完成工事高）が、当該工事の発注予定金額の下限額に満たない場合は、下位に降級するものとする。
- 3 等級欄の A・B とは、等級 A 及び等級 B に属する者全てを対象とする。
- 4 「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいう。
- 5 「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、及び設備工事以外の工事をいう。

別表第2（第3条関係）

等級に属さない有資格者を指名する場合の基準

等級	指名できる有資格者の等級及び割合
A	等級Aである者の外、等級Bである者は全指名者数の50パーセント以下とする。
B	等級Bである者の外、等級Aである者は全指名者数の50パーセント以下とする。

備考 ただし、特に必要があるときは、この割合によらないことができる。

別表第3（第4条関係）

指名に当たっての留意事項の運用基準

留意事項	運用基準
1 請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可取得の有無	
2 不誠実な行為の有無	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないものとする。</p> <p>①珠洲市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>②市の発注に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不相当であることが明確であること。</p> <p>③警察当局から、市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
3 経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないものとする。</p>
4 工事の成績	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 優良工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを尊重するものとする。</p>
5 当該工事に対する地理的条件	<p>当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に施工できるかどうか総合的に勘案するものとする。</p>

留意事項	運用基準
6 手持ち工事の状況等	<p>(1) 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況から判断して、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(2) 当該年度の指名及び受注状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏しないよう配慮するものとする。</p>
7 当該工事の施工に当たっての技術的適性	<p>次の事項に該当する場合は、技術的適性を評価するものとする。</p> <p>①当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>②当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。</p> <p>③地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>④発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格者技術職員が確保できると認められること。</p> <p>⑤当該工事を施工するに足りる機械装備が確保できると認められること。</p>
8 安全管理の状況	<p>(1) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 過去2年間に死亡者の発生又は休業4日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを尊重するものとする。</p>
9 労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないものとする。</p> <p>(2) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているか、又は証紙の購入若しくはちょう付が不十分かどうかを総合的に勘案するものとする。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用、労働条件の改善に取り組み表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合はこれを尊重するものとする。</p>
10 地域貢献活動	<p>珠洲市に対して、除雪及び災害時の協力並びに地域ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる場合は、これを尊重するものとする。</p>



